

令和8・9・10年度 東淀川区民間事業者を活用した課外学習事業（こぶしのみり塾）に関する協定書

大阪市（以下『甲』という。）及び〇〇（以下『乙』という。）は、各々の対等な立場における合意に基づいて、下記の各条項によって公正な協定を締結し、信義に従って誠実にこれを実施するものとする。

（総則）

第1条 甲及び乙は、本協定書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、別途、協定書にかかる細則（以下『細則』という。）を実施期間中の各年度にて定め、その各事項に従って、日本国の法令を遵守し、本協定書に定めた内容を忠実に実施する。

（実施場所）

第2条 乙が実施する事業について、実施場所は細則に定める会場とする。

2 会場の管理方法については、別途細則にて定めるものとするが、乙は細心の注意をはらって管理を行うこととする。

3 第1項の会場については、原則として甲が用意するものとする。

4 第1項の会場を追加、縮小及び変更した場合の事業実施について、乙は可能な限り対応することとし、甲と乙が協議のうえ決定する。

（事業内容）

第3条 事業内容については、細則及び工程表によるものとする。細則及び工程表の定めのない事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

（工程表の提出）

第4条 工程表については、実施年度ごとに甲と乙で協議のうえ、乙が作成する。ただし、甲が必要でないと認めた場合はこの限りでない。

（事故の報告義務等）

第5条 乙は、事業実施中に事故が発生した場合は、その事故発生の帰責の如何に関わらず、直ちにその旨を甲に報告する。また、速やかに必要な処置を行い、遅滞なくその詳細及びその後の具体的な事故防止策について、甲に報告する。

2 前項の事故が、大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号。以下「保護条例」という。）第2条2項に基づく情報及び当該事業に係る情報すべてのデータ（以下「個人情報等」という。）の漏えい、滅失、き損、紛失等（以下「漏えい等」という。）の場合には、乙は、事業を中止するとともに、速やかに前項に規定する措置を講じる。なお、事業中止の期間については、甲と協議の上、決定する。

- 3 第1項の事故により、以降の事業の円滑な進行を妨げる恐れがあるときは、甲及び乙は、速やかに問題の解決にあたり、事業進行に与える影響を最小限にするよう努める。

(個人情報等の保護に関する責務)

第6条 乙は、本協定の実施にあたって個人情報等を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み保護条例、その他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、本協定書及び細則の各条項を遵守し、その漏えい等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じる。

(障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施)

第7条 乙は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施し、甲へ実施報告を行うこと。

(権利義務の譲渡等)

第8条 乙は、本協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保に供することができない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 乙は、事業を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(改善請求)

第9条 甲又は乙は、事業の実施につき著しく不相当と認められるときは、互いに改善を求めることができる。

(実施報告)

第10条 乙が本協定の実施に際して甲に報告する内容については、本協定書で定めるもののほか、細則で別に定める。

(光熱費の負担)

第11条 乙は、第2条に定める会場において使用した光熱費について、細則に定める方法に基づき支払う。ただし、甲が必要でないと認めた場合はこの限りでない。

(細則の変更)

第12条 甲及び乙は、事業を行うにあたり、次の各号のいずれかの事項が判明した

場合は、協議し、双方合意の上、細則の訂正又は変更を行う。

- (1) 細則に誤りがある場合
- (2) 細則の表示が明確でない場合
- (3) 細則に明示されていない実施条件について予期することのできない特別な事情が生じた場合

(事業の中止及び協定の解消)

第 13 条 甲又は乙は、やむを得ない事情により本協定を解消する必要がある場合は、2か月前に文書で通知することによって、本協定を解消することができる。ただし、当事者は、相手方に重大な違反があると認めた場合は、通知又は催告をすることなく、即時に協定を解消することができる。

2 甲又は乙は、前項の規定により本協定を解消した場合において、必要な事務処理等については責任をもって行うこととする。

3 第 1 項の規定により本協定を解消した場合において、事業の受講者から損害にかかる申し出があるときは、解消を申し出た者が責任をもって対応するものとする。第 1 項ただし書きによる解消の場合には、違反した者が責任をもって対応する。

(実施期間等)

第 14 条 本協定における実施期間は、協定締結日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。

2 事業の範囲、実施場所の使用については、細則に基づき、甲と乙が協議して定める。

(実施期間の変更方法)

第 15 条 実施期間の変更については、甲と乙が協議して定める。ただし、変更後の実施期間の末日については令和 11 年 3 月 31 日までで定める。

(その他)

第 16 条 第 14 条及び第 15 条で定めた期間の翌年度、乙が甲と協定を締結しない場合、受講者の損害を防ぐため、第 3 条で定めた会場における受講者の登録が第 14 条及び第 15 条で定めた期間をもって終了することを、乙は受講者の保護者へ協定終了期間までに伝えること。

2 第 13 条により事業を中止、又は協定を解除する場合も、第 1 項と同様とする。

3 協定期間満了時には、当事業が円滑に支障なく実施できるよう、甲が指定する事業者に対し速やかに引継ぎを行うこと。なお、引継ぎにかかる費用については乙の負担とする。

(請求等の書面主義)

